

大阪弁護士会の民暴委員会の活動について

大阪弁護士会 民暴委員会委員
ひなた法律事務所
弁護士 寺川 拓

1 はじめに

皆さんは、「暴力団」「反社会的勢力」と聞いて、どんな言葉を連想しますか。

「犯罪」「暴力」「刑事事件」といった恐ろしい言葉を最初に思い浮かべるかもしれません。暴力団や反社会的勢力の活動が犯罪とつながっていることはめずらしくないと思われれます。もし、皆さんが、このような犯罪に巻き込まれた場合は、まずお近くの警察署に相談していただきたいと思います。

ところで、暴力団や反社会的勢力に属する人々が常に犯罪に関わる活動をしているわけではありません。彼らは皆さんと同じように社会の中で生活をしています。そして、一般市民が、社会生活をしているなかで、知らずと反社会的勢力と接触し、トラブルに巻き込まれたり、怖い思いをしたりすることがあります。

皆さんがこのようなトラブルに巻き込まれた場合、誰に相談したらよいのでしょうか？

暴力団等の反社会的勢力とのトラブルに巻き込まれた場合、暴力追放推進センターや警察署のほかに、大阪弁護士会の民暴委員会にご相談ください。民暴委員会は、暴力追放推進センターや警察署と協力して暴力団等の反社会的勢力から被害に遭った方やトラブルに巻き込まれた方への支援する活動をしています。

2 民暴委員会の活動

大阪弁護士会の民暴委員会は、これまで多くの民暴事件に取り組んできました。

賃貸物件を暴力団事務所として使用された家主から支援事件として依頼を受けて、賃貸借契約を解除し、建物の明渡しを実現したという事例は数多くあります。住居として賃貸していた物件をたまたま暴力団関係者が借りており、賃料不払いなどのやり取りをしているうちに相手が暴力団関係者と判明したケースもあります。お金の貸し借りのトラブルで違法な金利を取り立てた暴力団関係者に損害賠償請求をした件もあります。一見すると犯罪とはかわりがないような契約や取引をきっかけにして、いつの間にか暴力団との関わりや紛争に巻き込まれるケースは多くあります。

このような暴力団が関わる事件は、一般の民事事件とは異なり、被害に遭っている依頼者だけではなく、受任した弁護士にも危害が及ぶおそれがあります。法的手続をとることによって新たな被害が生じることを防ぐために、暴力追放推進センターや警察署と協力して慎重に対応することが求められます。原則として複数の弁護士で対応し、例えば、判決に基づいて暴力団関係者が使用していた建物の明渡しを実現する際は、警察官の方々に立ち会ってもらったりするなど、事件に応じて、必要な協力を求める必要があります。

民暴委員会は、長年、数多くの民暴事件を積み重ね、そのノウハウが継承され、特殊詐欺事件などの新たな問題にも取り組んでいます。

近年では、不当な要求を執拗に繰り返す、いわゆる悪質クレーマーからの対応も数多く取り組んでいます。不当な要求もエスカレートすると、重大な刑事事件に発展することもあり、早期に、適切に、慎重に対応することが求められます。

日常生活の中で紛争に巻き込まれたときに少しでも危害が加えられそうと感じましたら、暴力追放推進センターや警察署のほかに、大阪弁護士会の民暴委員会への相談をご検討ください。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載